

令和7年度 真庭市立湯原中学校 いじめ防止基本方針

いじめの防止

- 職員研修
- 生徒会活動
- 居場所づくり
- 情報モラル教育

早期発見

- 実態把握
- 相談体制の確立
- 情報共有
- 家庭への啓発

いじめへの対処

- いじめの有無の確認
- 組織的対応・情報の記録
- いじめられた生徒への支援
- いじめた生徒への指導

いじめ対策委員会「管理職、生徒指導、学年団、SC」

(PTA 会長)、(学校運営協議会委員代表)



全教職員で対応

いじめの定義

「いじめ」とは
生徒等に対して、在籍する学校に当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ撲滅に向けて

保護者・地域との連携

- OPTA 総会で説明
- 学年懇談で意見交換
(場所の確保)
- 生徒のSNS利用実態
- 学年 PTA での啓発

学校

- 基本方針に基づき年間計画
作成、実行・検証・修正
- 発生したいじめ事案への対応
- 必要に応じ定期的に開催
- いじめについて考える週間
- 定期的なアンケート実施

関係機関等との連携

- ネットパトロール
- 真庭警察署生活安全
課(非行防止教室)
- 真庭市教育委員会
- 定期的な情報交換

(1) 基本的な考え方

- ・発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まない。
- ・速やかに組織的な対応を行う。(いじめ対策委員会)
- ・いじめられた生徒を守りぬく。(教育的配慮の基、毅然とした態度で支援・指導)
- ・教職員全員の共通理解で対応する。
- ・保護者・地域、関係機関との連携の基で対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・その行為を止める。
- ・訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- ・対策委員会に直ちに報告し情報共有を図る。
- ・速やかに関係者から事実の確認を行う。
- ・いじめを認知した時点で、教育委員会及び関係者の保護者に報告する。
- ・事実確認の結果を随時、教育委員会及び関係の保護者に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるとき、また、生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは警察署に通報して、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒・保護者への支援

- ・事実関係の傾聴と SC による心のケアを行う。
- ・いじめられた生徒に寄り添い、支える支援体制をつくる。
- ・徹底して守りぬくこと、秘密を守ること、不安を除去すること複数の教職員で協力し、いじめられた生徒の安全を確保する。

(4) いじめた生徒・保護者への指導

- ・いじめが確認された場合、教職員が連携し、外部機関とも連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を取る。
- ・いじめた生徒への指導において、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為である事を理解させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を図る。
- ・教職員として、信頼される対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・被害の拡大を防ぐためにも直ちに、削除する措置を警察と連携して行う。
- ・生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに真庭警察署に通報し、適切に援助を求める。